

台風23号災害情報

印は新規情報です（一部、広報すもと11月号に掲載済）

市役所窓口業務

市役所各課 ☎22・3321

台風23号に係る窓口については11月末まで、土、日も平日どおり行います。

12月から平常の業務体制になります。

罹(り)災証明の発行

罹災証明とは

地震や風水害などの災害により家屋、車などに被害を受けた人が保険金の請求、税の減免申請、融資などの手続きに必要な場合に罹災証明を発行します（無料）。

ところ 市役所1階コンコース（11月中）

時間 午前9時～午後6時（12月からは午後5時まで）
（11月中は土、日も受け付けています。12月からは平日のみ）

必要なもの 印鑑 車の場合は車検証、または納税証明書の写し

申請期限 罹災証明書の発行期限はありません。添付書類として必要になってから申請してください。

第2次調査後の証明 床上浸水の住家については、第2次調査の結果を通知しています。必要に応じて申請してください。

税などの減免、納期延期

水道使用料の減免（手続きは不要）

市役所2階水道事業所 ☎22・3321

対象 住家が全壊、半壊、または床上浸水の被害を受けた世帯（事業所は除く）。

減免金額 2,100円（消費税込み）を減免します

減免時期・方法 11月20日以降の納付分から2,100円を差し引き、使用料をいただきます（10月20日～12月20日検針分）。

手続きは不要 市が行った被害調査に基づき、減免措置を行いますので、あらためて手続きは不要です。

固定資産税などの減免

市役所1階税務課 ☎22・3321

台風23号により被害を受けた土地に対して固定資産税・都市計画税の減免をします。対象は、平成16年度3期、4期分に限ります。

農地の場合

対象 台風23号による地盤の流失や埋没の被害面積が、当該土地面積の2割以上の農地（畦畔の損壊は対象外）

減免割合

被害面積の割合	軽減または免除割合
10分の8以上	全額
10分の6以上8未満	10分の8
10分の4以上6未満	10分の6
10分の2以上4未満	10分の4

*減免額計算例

評価額が120円/m²、面積が1,000m²の農地で300m²が流失した場合、被害面積の割合は10分の3で、減免割合は10分の4となります。これを税額から免除すると3期分、4期分あわせて300円の免除額となります。

宅地の場合

台風23号による地盤の流失や、山崩れなどによる埋没などの被害面積が当該土地の面積の2割以上である土地が対象になります。

受付場所 市役所1階税務課固定資産係

申請期限 12月20日（月）まで

申請に必要なもの 印鑑

市税などの減免

減免対象となる税目

個人市県民税

固定資産税・都市計画税

国民健康保険税

介護保険料

減免対象となる基準〔税（料）目により内容が異なります〕

床上浸水以上の被害（半壊などを含む）

介護保険料については、半壊以上の被害

詳しくは、市役所税務課へお問い合わせください。

介護保険利用者負担金の減額（免除）

洲本市健康福祉館介護福祉課 ☎22・9333

台風23号により、全・半壊、床上浸水以上の被害を受けた場合、介護保険利用者負担額が6か月間減額（免除）になります。

減額、免除については担当のケアマネジャーと相談して、市役所介護福祉課へ申請してください。

申請に必要なもの

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

罹(り)災証明書の写し

印鑑

国民年金保険料の免除

市役所1階市民課 ☎22・3321

住宅や家財が被害（財産の2分の1以上）を受けた場合、保険料の免除が受けられます。申請には、罹(り)災証明書（コピー可）が必要です。

全・半壊の場合は罹災証明書を、床上浸水の場合は、罹災証明書と申立書が必要です。

また、床下浸水の場合も免除に該当する場合がありますので、市民課へお問い合わせください。

申請期限は11月末までです。

ケーブルテレビ使用料減免等

市役所2階情報政策課 ☎22・3321

ケーブルテレビ使用料減免

全・半壊、床上浸水以上の被害を受けた世帯は、3か月全額免除になります。

インターネット休止届制度

全・半壊、床上浸水以上の被害を受けた世帯のインターネット休止届けを受理します。

いずれも受付期間は12月24日（金）まで

相談コーナーの設置

台風23号に関する各種相談コーナーが設置されています。

★ 被災家屋の解体・改修などの相談窓口

敷地の整地や被災住家の解体、改修などの相談は、洲本建設業組合（☎26・0690）へ。

家屋の修繕などの相談窓口

被災した家屋の修繕、畳の新調、クロスの張替え、屋根のかけ直しなどの相談は、兵庫県土建一般労働組合淡路支部（☎22・0929）へ。（平日午前9時～午後5時）

「淡路住まいの安全応援団」による住宅復旧技術相談会

水害からの住宅復旧などについて、専門家のボランティアが相談に応じます。

とき 11月中の土、日の午前10時～午後5時
ところ 洲本市民会館
内容 住宅の再建や改修、補修方法 大工、左官屋、畳屋の紹介など
電話相談（相談日のみ）は、市民会館（☎22・3321）へ。

台風被害無料法律相談会（予約制）

兵庫県弁護士会主催による無料法律相談会が開かれます。

とき 12月4日（土）、午後1時～4時
ところ 洲本市民会館
予約は☎078・341・7061へ。

中小企業の融資相談

洲本商工会議所では、中小企業の特別相談窓口を開設しています。

詳しくは、同会議所（☎22・2571）へ。

住宅復興相談センター

住宅や宅地相談、公庫融資相談を受け付けます。

とき 11月30日までの午前10時～午後5時まで（休日も実施）
ところ 淡路県民局4階会議室
詳しくは、淡路県民局県土整備部（☎26・3246）へ。

貸付制度の受付・相談

台風23号に関連する各種貸付金の受付窓口を設置しています。

ところ 洲本健康福祉館
時間 午前9時～午後6時（12月からは午後5時まで。受付は平成17年1月31日まで。）

災害援護資金

洲本市健康福祉館介護福祉課 ☎22・9333

対象者
台風23号により住居や家財に被害を受けた人
家財の3分の1以上が損害を受けた世帯
住居が全・半壊
住居の全体が滅失か流出した世帯
貸付限度額
家財の3分の1以上が損害を受けた世帯（床上浸水）
150万円
住居が半壊した場合 170万円
住居が全壊した場合 250万円
住居の全体が滅失か流出した世帯 350万円
所得制限

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円

3人	620万円
4人	730万円
5人以上	一人増すごとに30万円を加算

但し、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円

償還方法など

償還期間 10年（据置期間3年）

利率 3%[※]

連帯保証人1人が必要

住家被害第2次調査結果のお知らせ（黄色の用紙）をお持ちください。

被災者生活復興資金

洲本市健康福祉館介護福祉課 ☎22・9333

対象者

本年の台風第16号、18号、21号、23号で住宅に全壊、半壊、床上浸水以上、または自家用自動車の被害を受けた人。

年齢が満20歳以上。

世帯主か生計維持者で、前年総所得額が730万円以下の人。

資金使途

自家用自動車の修理、買換え

居住箇所の補修

融資額 300万円以内

利率 無利子（県と市が負担します）

申込期間 平成17年1月31日まで。

償還期間 5年以内

必要書類

罹（り）災証明書 印鑑 見積書

取扱金融機関

淡路信用金庫 淡陽信用組合 日の出農業協同組合 三井住友銀行 ほか

ごみ袋の配布など

指定ごみ袋の配布

市役所1階環境整備課 ☎22・3321

台風23号により、ごみ袋をなくされた世帯へは、市役所環境整備課でごみ袋をお渡しします。

対象世帯 床上浸水以上の被害を受け、指定ごみ袋をなくされたり、破損されたりした世帯

配布枚数 当面の使用分として可燃袋十枚（必要に応じて不燃袋十枚）

配布場所 市役所環境整備課

配布期間 11月30日（火）まで。受領印を持参してください。

その後、来年6月までのごみ袋を月割り計算で、可燃袋80枚、不燃袋30枚を同様の方法でお渡しします（今回、配布数は減数します）

被災住家の解体について

台風23号により被災された住家の解体とごみ処理は次のとおりです。

解体費用は、個人負担

解体ごみの運搬、処理は、市が承認した業者が行います（経費は市が負担）。

受付期間 11月30日（火）まで。なお、解体ごみの受け入れ期限は、平成17年1月末まで。

事業対象（次のすべてに該当すること）

個人及び集合住宅（事業所は対象外）

床上浸水以上の被害を受け、解体を必要とするもの

解体後、現地で建て替えをするもの

なお、解体される場合は、あらかじめ、市役所環境整備課へ相談してください。